



モジュール 3: デュー・ディリジェ ンス システム

はじめに





- **問題のある出处**からの原材料を避ける仕組み
- リスクに基づくアプローチ
- **信頼性と透明性**の提供

DDSの範囲

- 基本的にPEFC製品グループの対象となるすべての原材料

例外:

- リサイクル原材料 (PEFC のリサイクル原材料の定義 3.15 による)
- CITES の付属書 I から III に列挙される樹種に由来する原材料は、CITES に関連する国際法、国内法に準拠

第7章: 簡略な要求事項

- PEFC 主張付原材料についての3つの簡素化された要求事項:

1. 組織は、要求があれば、**DDS のステップ 1: 情報へのアクセス** (付属書1、第2項) に基づいて関連情報を提供しなければならない
2. 根拠のある懸念が提起された場合は、**DDS のステップ 3** (付属書 1、第4項) に従う
3. CoC の対象となっていないが、問題のあるで出処からのものと認識した原材料については市場に出さないというコミットメントと手順を定める。懸念が裏付けられた場合は、**DDS のステップ 4** (付属書 1、4項) に従う

DDSに関する規定内容

以下の2つの部分に分けられる：

1. 規格本体 第7章、要求事項7.1.2 a および b：PEFC 主張付原材料のみを扱うすべての組織に適用*

**(要求事項 7.1.2 c はすべての組織に適用)*

2. 付属書 1 (規範)：PEFC主張がない原材料を扱う組織に関連

注意: DDSの5つの要素



注意：DDSの手順



情報収集



リスク評価



重大リスク供給の管理



情報収集





1. どの情報にアクセスする必要があるか？

- 原材料/製品に含まれる樹種または含まれる可能性のある樹種のリスト（一般名および/または学名）
- 原材料が収穫された国（該当する場合、地域名またはコンセッション名）
- 詳細は要求事項2.1 の注意書 1 ～ 5 に記載



情報にアクセスするために

- 組織は、**要求があれば**、PEFC 主張とともに供給される原材料に関し、要求事項 2.1（付属書 1）に記載されている情報を提供しなければならない
- 組織が要求された情報を持たない場合は、当該要請を関連する供給者に伝えなければならない



情報にアクセスするために

- 情報へのアクセスのために柔軟な対応
- 必要な際に情報にアクセスするための手順:
 - 供給者の自己宣言、契約による合意
 - リスク評価のために必要な事例
 - 不必要な要求は避ける
- **必ずしも実物入手する必要はない**(例えば、オンライン/外部ソースを参照)

納品書類の情報

チェック:

- 1) 供給者の詳細
- 2) PEFC顧客の詳細
- 3) 原材料/製品の詳細
- 4) 原材料/製品の量
- 5) 出荷日
- 6) PEFC主張
- 7) PEFC が認める認証書の認証番号

JONSSONS TIMBER AB Invoice ORIGINAL

Ånåsvägen 40 - 41668 Göteborg - Sweden 1 Date: 13.3.2010
 Number: 140177 5

Smith LTD 2 MALDON ROAD STANWAY COLCHESTER ESSEX CO3 0SL ENGLAND VAT GB861447013	FINAL DESTINATION MALDON ROAD STANWAY COLCHESTER ESSEX CO3 0SL ENGLAND
---	---

Country of origin	SWEDEN	Terms of delivery	FBY COLCHESTER
Country of destination	ENGLAND	Terms of payment	
From/via	GOTHENBURG, HARWICH	Vessel	MS GUSTAV A.
To	COLCHESTER	B/L date	12.3.2010
Buyers reference	CK14011977	Sellers reference	SD12013

Product		Unit price	Amount	Total price
lot n. 234 38x80 Sawn Spruce, Sawfalling, Special KD, KD 12%, 63% PEFC certified 6	11 pcks	███ SKr	4 40,457 m ³	███ SKr
lot n. 235 38x80 Sawn Pine, Sawfalling, Special KD, KD 12%, PEFC Controlled Sources 6	10 pcks	███ SKr	31,824 m ³	███ SKr
TOTAL	21 pcks		72,281 m ³	███ SKr

These goods are softwood which has been kiln dried to below 20% moisture content.

JONSSONS TIMBER AB holds the PEFC Chain of Custody certificate No. 7 CSI-PEFC-CoC-12345 is issued by

Customs item number
 4407093 Sawn wood (spruce, pine) 72,281 m³

Jonssons Timber AB Ånåsvägen 40 41668 Göteborg Sweden 1	Tel.: +46 (0) 31 - 84 33 10 Fax: +46 (0) 31 - 84 33 13 Email: info@jonssons-timber.se VAT SW86655442
--	---

情報へのアクセス - 例

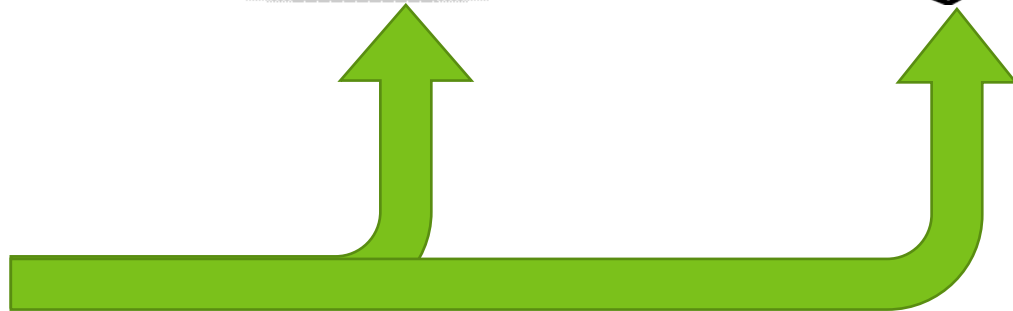
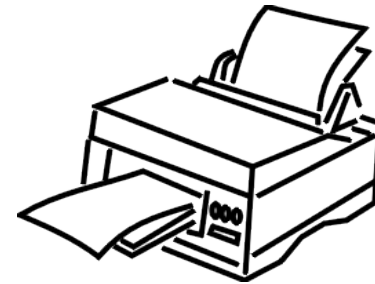


インド



国

樹種



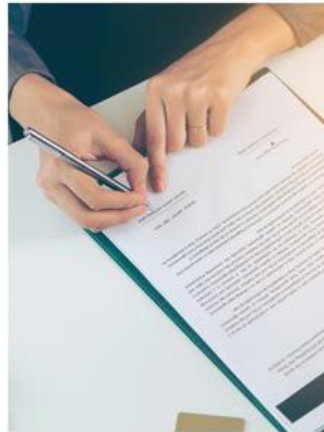
ステップ1：情報収集



どの情報にアクセスする必要があるか？ 2.1 a-b

組織は、要求に応じ、付属書1、2.1に基づき必要な情報が提供されることを確保するための手順を確立する

例：情報を提供についての供給者との書面による合意





ステップ1：情報収集

どの情報にアクセスする必要があるか？ 2.1 a-b

「あなたが日付 X に私たちに供給した材料 X に関する情報が必要です。」



PEFC CoC Customer

「この文書には、CoC std の付属書 1、2.1 に基づく原材料 x に関するすべての情報が記載されています」

認証機関は、組織に情報へのアクセスのための手順があるかどうか、要求されたときに情報を提供することが可能かについて検証する



PEFC CoC organization



ステップ 1：情報収集：自己宣言



PEFC-COC組織

自己宣言は DDS を免除する証拠にはならない

書面による声明:

原材料が「問題のある出处」からのものではないという情報を提供

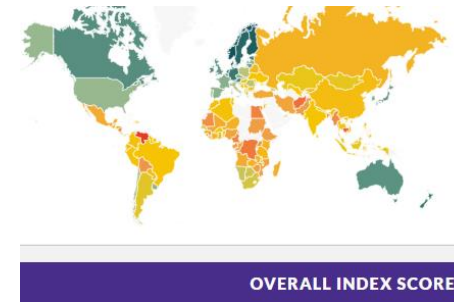
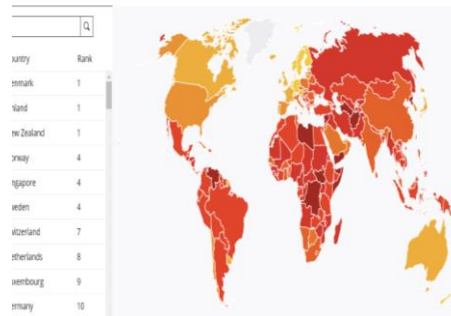
書面による誓約書:

- 樹種、地理的起源（国/地域/採掘権）に関する情報
- 供給者からの供給品に重大なリスクがある場合、供給者は森林管理ユニットを特定するために必要な情報を組織に提供
- 供給者の供給品に重大なリスクがあるとみなされる場合、供給者は組織が当該供給者の業務について第三者または第三者による検査を実施可能にする
- 供給者の供給品に重大なリスクであるとみなされる場合、サプライヤーは組織の検証プログラムの一環として是正措置を実施する

ステップ 1：情報収集：CPI/WJP



CORRUPTION PERCEPTIONS INDEX 2021



CPI/WJP 指数がしきい値より低い場合 - リスク評価に関連する情報を収集するために、事前に表 2 と 3 を確認



ステップ1：情報収集：樹種



製紙会社と樹種に関する情報提供の複雑さを想像してみてください。
この場合、彼らは何ができるか？

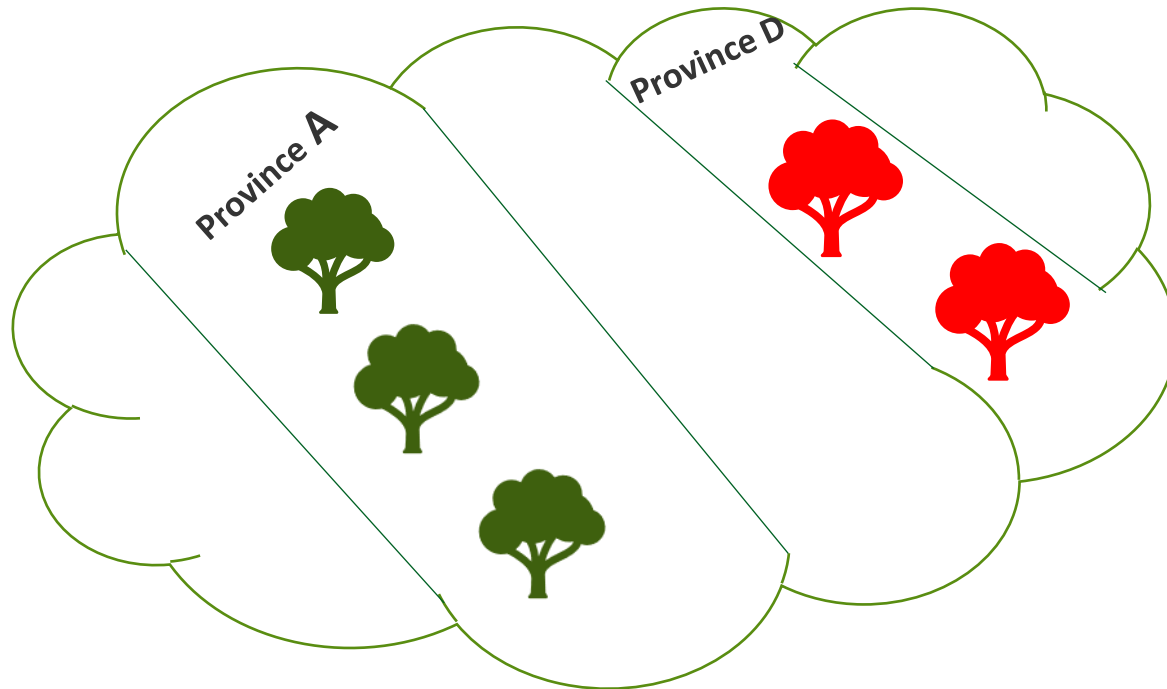
樹種と由来に関する正確な情報を与えることが難しい場合（紙やパネルの製造など）、情報には可能性があるあらゆる樹種、由来が含まれることになる

樹種の情報には、通常製品に含まれる可能性のある樹種が含まれる必要があるが、誤って製品に混入する危険性のある樹種まで含めることを目的とはしていない。



ステップ1：情報収集：注意書3

- Y国は、「重大リスク」のある国とされているが、その国のある地域は、違法伐採を防ぐための法律が整備されている (A地域).



この場合、供給者はA地域を起源とした原材料に関する情報を手に入れるべきである



リスク評価

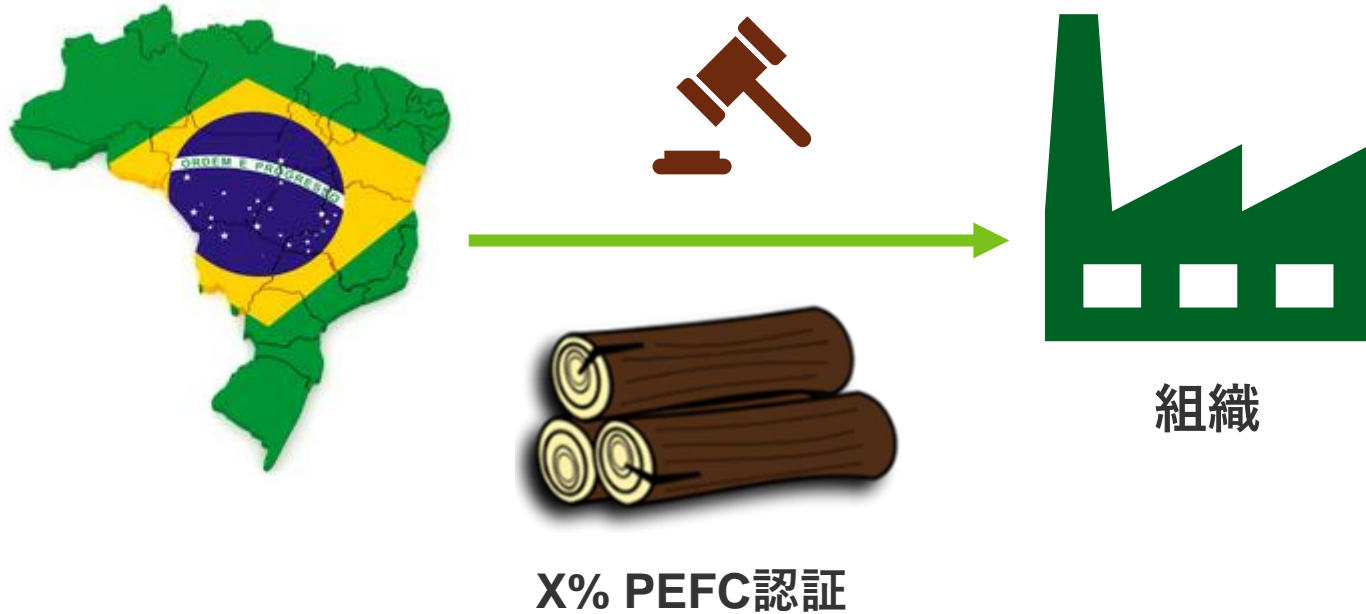




2. リスク評価

- 供給に含まれている「問題のある出処」からの原材料についてのリスクを評価
- PEFC主張付で供給された原材料は、リスク評価の対象からは除かれる
 - PEFC認証、PEFC管理材、100%PEFC由来、その他PEFCが認める主張付原材料（例えば、PEFCにより相互承認されたSFM由来）
 - PEFC主張は「極小リスク」
 - このことは、「根拠のある懸念」が提起されていないことが条件

ステップ2：リスク評価 – PEFC主張付原材料



PEFC 主張が付いた原材料を伐採国から輸入する組織は、森林部門に関する限り、伐採国の貿易および関税に関する法律の遵守していることを検証することが期待されている



ステップ 2 : リスク評価 – 相互承認PEFC主張

公式PEFC主張	相互承認されたスキームによる主張例
100% PEFC由来	100% SGEC由来
X% PEFC認証	X% SGEC認証
PEFC管理材	SGEC管理材

PEFCは二重主張を容認する。
二重主張は一度だけ使用され、
重複して使用されないことを
確実にしなければならない



ステップ 2: リスク評価 – 指標のリスト

表1: 極小リスクの指標

表1の指標が適用される場合 = 極小リスク 表1の指標への相当が確認できない場合、表2、表3に移動

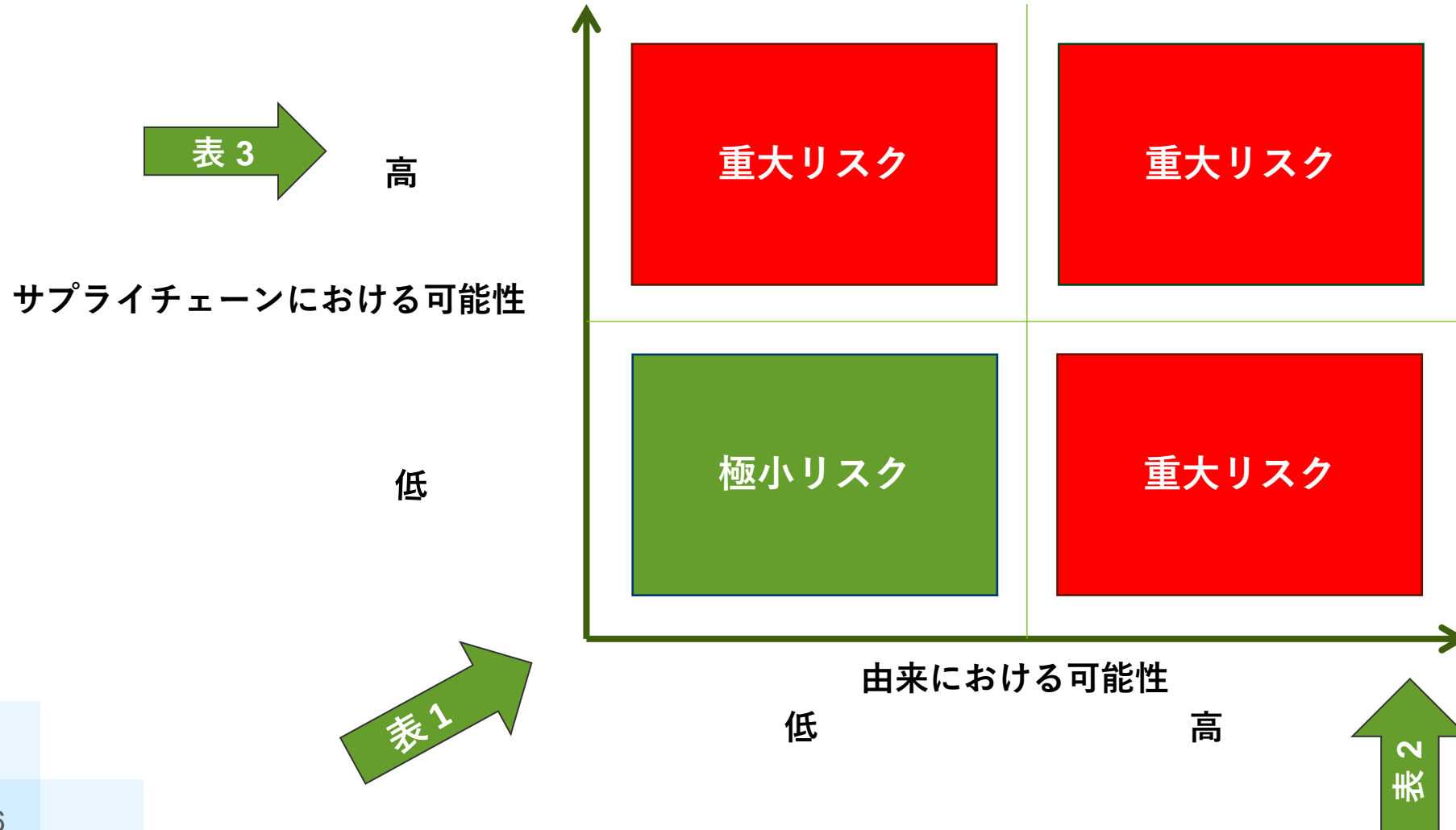


表 2 及び表 3 : 重大リスクの指標

もし、これらの指標のどれかに該当する場合、組織は対象の原材料が問題のある出処に由来する「重大リスク」を有すると見做さなければならない。重大リスクの場合、ステップ 3 : リスク管理に基づき対処する必要がある



ステップ 2: リスク評価 - アプローチ



ステップ 2: リスク評価 – 指標 表1



表1: 極小リスクの指標

表1の指標が適用される場合 = 極小リスク 表1の指標への相当が確認できない場合、表2、表3に移動



ステップ 2: リスク評価 – 指標 表1

指標	ガイド
<p>a) PEFC 以外の森林認証制度により認証品であることが宣言された供給品</p> <p>よくある質問：FSCの主張付はどうか</p>	<p>判断するのは組織:</p> <ul style="list-style-type: none">- 「問題のある出处」に定義される行動を対象としている森林管理の第三者認証- 第三者によるCOC認証- パーセンテージ方式の主張が適用され、非認証原材料が「問題のある出处」に由来したものではないことを証明する 制度- 第三者による認証主張の有効性を常に確認- 審査員は、組織が認証スキームの最終責任を負っているかどうかをチェック

ステップ 2: リスク評価 – 指標 表1



Indicator	Guideline
<p>b) 政府または非政府による確認または許可のシステムによる確認を受けた供給品</p>	<ul style="list-style-type: none">- 組織は、「問題のある出処」の PEFC 定義とそれらの政府系または非政府系またはライセンス制度の内容との間のギャップ分析を行うべき。- このギャップ分析においては、PEFCの定義の対象が当該確認の対象範囲に含まれていることを証明すべき- これは審査の一部となる- 確認、ライセンス制度の例: SFI 2022 Fibre Sourcing Standard, SFI 2022 Certified Sourcing Standard.
<p>c) (i-v)が明確に識別できる検証可能な書類の裏付けがある供給品</p> <ul style="list-style-type: none">- 伐採された国/地域 TP CPI>50 あるいは WJP RoL>0.5- 商品名、商品の種類、樹種- サプライチェーンにおけるすべての供給者- 由来となる森林の地域- 製品は問題のある出処を由来としてはいないことを示す信頼のある情報	<ul style="list-style-type: none">- CPI と WJP が食い違う場合、組織はどちらかを選択できる- ガイドでは他の信頼できる情報例を提示

ステップ 2 : リスク評価 – 指標 表 2



表 2 及び表 3 : 重大リスクの指標

もし、これらの指標のどれかに該当する場合、組織は対象の原「材料が問題のある出处に由来する**「重大リスク」**を有すると見做さなければならない。**「重大リスク」**の場合、
ステップ 3 : リスク管理に基づき対処する必要がある



ステップ 2: リスク評価 – 指標 表 2

由来レベルにおける重大リスク

- 行 a) ~ i) は、問題のある出処 (3.6 a) ~ i) の個々の要素を示す
- 各要素の下のローマ数字 (i、ii、iii・・・) は重大リスクの指標を示す
- 要素に複数の指標が挙げられている場合、すべての指標が適用される



表 2 – a) 合法性

問題のある出処の要素:

- i. 森林管理に関する適用されている地域、国、または国際法に準拠しない活動

指標:

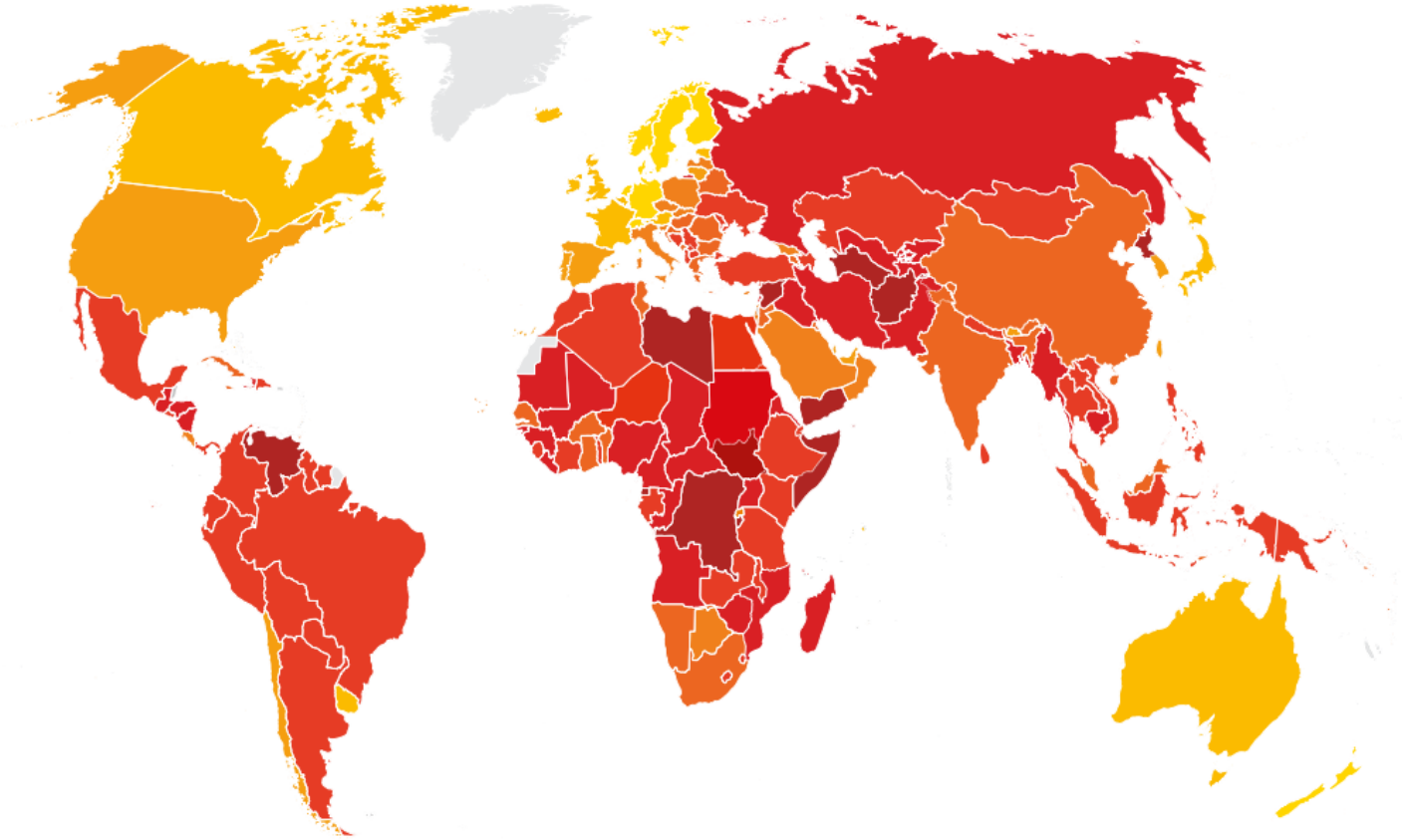
- i. その国に関する最新の国際透明性機構 (TI) 腐敗認識指数 (CPI) のスコアが50未満、または同国の最新のワールド・ジャスティス・プロジェクト (WJP) 法の支配指数が0.5未満
- ii. 森林統制や法執行のレベルが低いと認識されるその国/地域

腐敗認識指數(CPI)



CORRUPTION PERCEPTIONS INDEX 2021

The perceived levels of public sector corruption in 180 countries/territories around the world.



SCORE COUNTRY/TERRITORY

88	Denmark	67	Chile	53	Cyprus	42	Burkina Faso	36	Moldova	30	Laos	23	Iraq
88	Finland	67	United States of America	53	Rwanda	42	Bulgaria	36	Panama	30	Paraguay	23	Zimbabwe
88	New Zealand	65	Barbados	53	Saudi Arabia	41	Timor-Leste	36	Peru	30	Togo	22	Eritrea
85	Norway	64	Bahamas	52	Oman	41	Belarus	35	Albania	30	Kenya	21	Congo
85	Singapore	63	Qatar	52	Slovakia	41	Trinidad and Tobago	35	Bosnia and Herzegovina	29	Angola	21	Guinea Bissau
85	Sweden	62	Korea, South	49	Armenia	40	India	35	Malawi	29	Liberia	20	Chad
84	Switzerland	62	Portugal	49	Greece	40	Maldives	35	Mongolia	29	Mali	20	Comoros

ワールド・ジャスティス(WJP) 法の支配指数



ABOUT US

OUR WORK

INDEX

NEWS



STAY UP TO DATE

DONATE

WJP Rule of Law Index®

Rankings

Countries

Factors

Insights

About

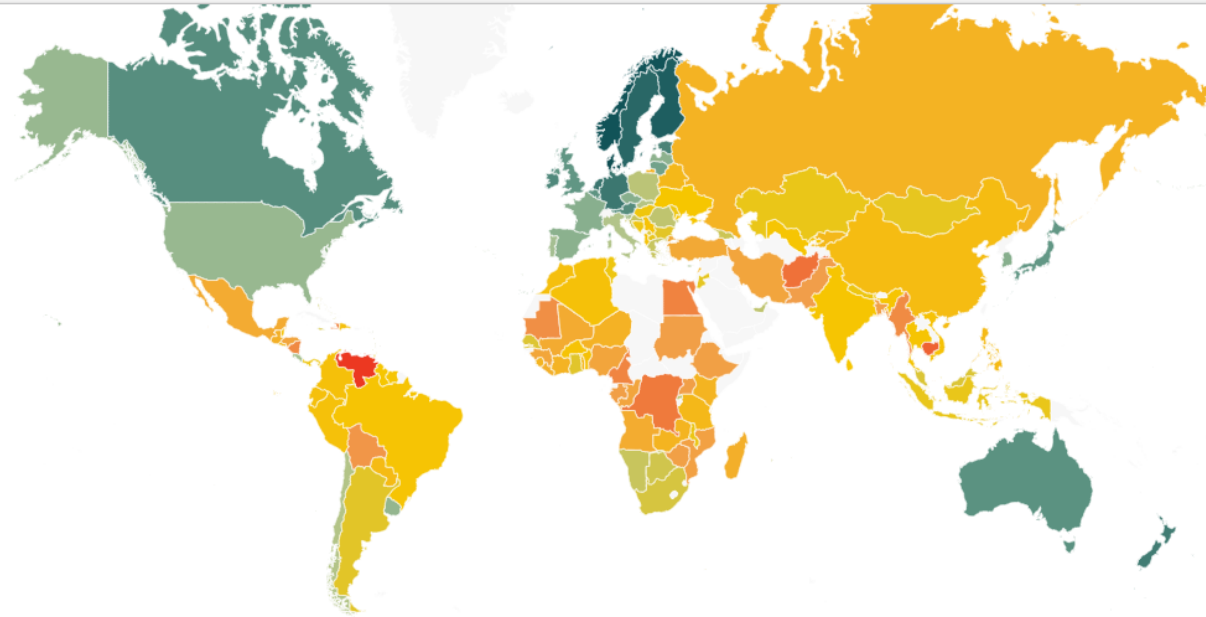
SHARE

DOWNLOAD

COUNTRY

2022

ADHERENCE TO THE RULE OF LAW
WEAKER 0.00 0.25 0.50 0.75 1.00 STRONGER



指標 a, i) CPI or WPJの代替指標



代替指標

- PEFC評議会による了承
- 将来、PEFC GD 2001に追加



表 2 – a) 合法性

問題のある出処の要素:

a) 森林管理に関し適用される地方、国内、または国際法に準拠しない活動

指標:

- iii. 原材料/製品に含まれる樹種が、その国/地域において「問題のある出処」(a)または(b)に該当する行為が横行する樹種として知られている
- iv. 当該国が、森林および森林外樹木産品の輸出入を規制する国際連合、EU又は関係国の制裁の対象となっている



表 2- b) 製品に関する長期的見通し

問題のある出処の要素:

b) 木材、非木質林産物およびさまざまなサービスを提供する森林の能力が持続可能な形で維持されない、または伐採の水準が長期的に持続可能な水準を超える活動

指標:

i. **FAO森林資源評価**などの公的に入手可能なデータによると、**原産国/地域の産業用丸太の年間伐採量が、年間生長量を超えている**

表 2 – c) 生物多様性及びd) 生態的に重要な森林地域



問題のある出処の要素:

- c) 森林管理において、景観、生態系、種または遺伝子レベルにおける生物多様性の維持、保全、または強化に寄与しない活動
- d) 生態学的に重要な森林地域が特定、保護、保全、または確保されていない活動

指標:

- i. その国の「生物多様性と生息地」に関する環境パフォーマンス指数（EPI）スコアが50未満。EPI指数が存在しない場合は、問題のある出処の要素cおよびdに対処する法律など、他の指標を利用することは可能。信頼できる法律執行の証拠（TI CPI >50、またはWJP RoL >0.5）との組み合わせ



表 2 – e) 森林転換

問題のある出処の要素:

e) 正当な状況以外で森林の転換が行われる活動

指標:

- i) *FAO が提供するような公的に入手可能なデータや情報によると、その国/地域は、最近 10 年間で森林面積の純損失が 1% を超えていることが確認されている*

- ii) *FAO が提供する公開データや情報によると、その国/地域では、森林から植林地へ転換した純面積が、その国/地域における森林面積の増加を超えている*

出典: [FAO STAT](#), [WRI](#), [Global forest watch](#)



表 2 – f) 労働における基本原則と権利

問題のある出処の要素:

f) 労働における基本原則及び権利に関するILO宣言(1998)の精神にそぐわない行為

指標:

i. 実証的な研究により、当該国において、労働における基本原則及び権利に関するILO宣言(1998)が尊重されていない

出典: [BWI](#), [ILO Stat](#), [Amnesty Intl](#), [Universal Human Rights Index](#), [Human Rights Watch](#)



表 2 – g) 先住民族

問題のある出処の要素:

g) 先住民族の権利に関する国際連合宣言(2007)の精神にそぐわない行為

Indicator:

**実証的研究により、当該国において、先住民族の権利に関する権利
(2007)の精神が満たされていない行為**



表 2 – h) 紛争木材

問題のある出処の要素：

h)紛争材

指標：

当該国/地域が、例えば、脆弱国家リスト(Fragile State List)など一般公開のデータソースによって武力紛争が横行する国/地域とされている

紛争が発生した場合には、UNGA の特別緊急会議決議を確認することをお勧める。世界銀行の脆弱国家リストと脆弱国家インデックス



表 2 – i) 遺伝子操作樹木

問題のある出処の要素:

i) 遺伝子操作樹木

指標:

公開されているデータによると、遺伝子組み換えされた森林および森林外の生物が、その国/地域で生産され、市場に出荷されている



表 3 – サプライチェーンにおける可能性

指標：

- a) 当該製品が取引された**国/地域が不明**である
- b) 当該製品に含まれる**樹種が不明**である
- c) 当該サプライチェーンの中でいずれかの**企業による「問題のある出処」**に関する違法行為の証拠がある



リスク評価 – ステップ

ステップ:

1. 表1に定める指標に該当することが確認された場合

はい: 極小リスク、リスク評価終了

いいえ: リスク評価を継続

2. 表2, 3の指標が当てはまる

いいえ: 極小リスク、リスク評価終了

はい: 重大リスク、リスク管理が必要



リスク評価 – 評価の頻度

- ・ 個別の供給者ごとに、または 付属書 1 の 2.1 に列挙されている
同じ特徴を持つ複数の供給者ごとに最初の供給品の入荷に対し実行する
- ・ 少なくとも年次ごと、及び、付属書 1 の 2.1 に挙げられている特徴に変更
があった場合、レビューし、必要な場合、修正を行う

ステップ 2: リスク評価 – 3.7



唯一の変化が供給者名である場合に、同一のリスク評価を複数実行することを避けるため、組織は、特定の地理的エリアからの複数の供給に対してリスク評価を実行できる

ステップ 2: リスク評価 – 3.8



同じ供給品について特定された新しい地域



同じ供給者による供給品の特性の1つが変化するとき（例: 別の原産国、別の樹種、別の種類の製品、材料が供給される地域の危機や戦争、または国の行政など）、また戦争に巻き込まれた場合、その供給品は供給者による「新たな」供給とみなされるべきであり、必要に応じリスク評価を再度行うか、修正されるべきである

簡単なクイズ



リスク評価 – PEFC主張付原材料



COC規格 3.1 :

- PEFC が認める認証書を持つ供給者によって PEFC 主張付で納入された原材料については、リスク評価が免除されるか？
はい/いいえ
- このことは、PEFC 主張付で納入された原材料については DDS から免除されることを意味するか？
はい・いいえ
- PEFC 主張付の原材料に関して根拠のある懸念が提起された場合はどうなるか？



ステップ 2: リスク評価 – 供給品の特性の変更

- どのような状況で供給品の特性（主張、樹種、原産国）が変更される可能性がありますか？

議論: 森林規制の変更、紛争など

- 供給品の特性が変化した場合はどうすればよいか？

当該供給品については、供給者による「新規」供給として、DDS
を改めて実施する必要がある





問題のある出処



3. 定義

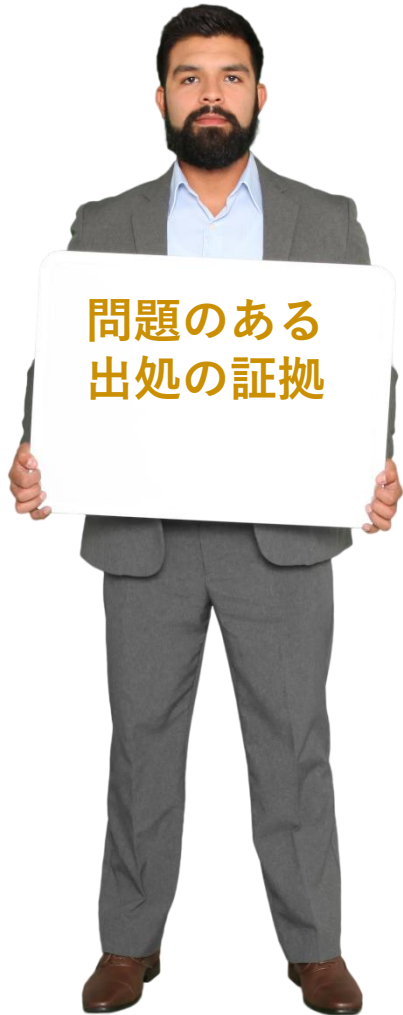


- 森林および森林外樹木産原材料が問題のある出処に由来していることを示す証拠または証拠によって裏付けられた情報

注意: 根拠のある懸念とは**第三者**によるほか、**組織自体**により提起された懸念



根拠のある懸念



問題のある
出処の証拠



10日以内に
調査の開始

- PEFC主張付で供給された原材料にも適用
- 根拠のある懸念については、第三者によって組織に提起される場合のほか、組織自体が知る場合がある
- 組織には、根拠のある懸念の有無について積極的にコメントを求める義務はない



根拠のある懸念 (付属書 1)

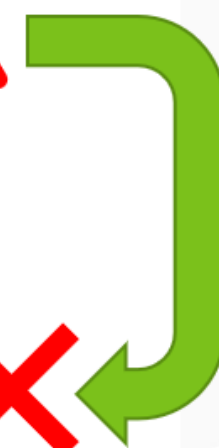
4.2 当該懸念が組織自身の調査で解消されない場合は、当該原材料が「問題のある出处」に由来するリスクは「重大リスク」として付属書5項に基づき管理されなければならない

リスク管理に関する付属書1の5項に基づき「根拠のある懸念」を解決できない場合は、その供給品を市場に出荷してはいけない



市場への出荷停止

No placement
on the market





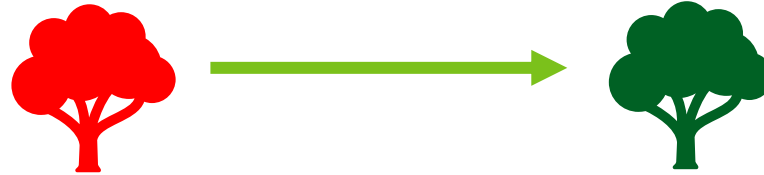
ステップ 3 リスク管理



ステップ3：重大リスクの管理



• 5.1 一般事項



- 組織がステップ2で重大なリスクのある原材料を特定したが、PEFC CoCに基づいて供給を継続したい場合は、リスクを管理を行う必要がある。
- リスク評価により、重大なリスクのある特定の領域を明らかになった場合、供給者は、組織がリスクのレベルを重大なレベルから極小レベルに修正できるように、追加情報を提供する必要がある
- リスク評価の一環として重大であると特定されたリスクに対しては、リスク軽減策を適用する必要がある



重大リスク供給品の管理



- **3 段階の検証プログラム:**
 - 1) サプライチェーンの特定
 - 2) 現場検査
 - 3) 改善措置

サプライチェーンの特定



- 組織は、「**重大なリスク**」の供給品のすべての供給者に対し、当該サプライチェーン全体とその供給品の出処である**森林区域**に関する詳細な情報を要求しなければならない
- 組織は、原材料が当該サプライチェーンの特定の段階で、表1によって「**極小リスク**」であることが検証できる場合には、付属書1の4項で扱われる「**根拠のある懸念**」のケースを除き、森林区域もでのすべてのサプライチェーンを追跡する必要はない
- 提出された情報は、組織が現場検査を計画し、実行することを可能にするものでなければならない

現場検査



- 検査対象:
 - 直前およびその前の供給者（供給者による原産地表示を確認）
 - 供給元の FMU（要求事項への準拠を確認）

ステップ3：重大リスクの管理



現場検査



- ✓ ステップ2で特定した関連リスクに焦点を当てる
- ✓ 合意された是正措置は実施されたか？
- ✓ 原材料の供給者に焦点を当てる

- ✓ 重要なリスクの供給品が単一の供給者から供給されている場合、組織はサンプルを採取する必要がある



現場検査

- 対象は、基本的に重大リスク供給品の供給者すべて
- 現場検査を文書レビューで代替することは可能
- 1つの供給者が多数の供給品を扱っている場合、サンプリングが許可される：

$$Y = \sqrt{X}$$

- 初回審査、更新審査、あるいは、前回の現場検査でその効果があると証明されていない場合

$$Y = 0.8\sqrt{X}$$

- 前回の現場検査でその効果が証明されている場合

- Y: 年次サンプル数、小数点以下はもっとも近い整数に切り上げ
- X: 年間の「重大リスク」供給品の数



ステップ3：重大リスクの管理

現場審査のサンプリング



是正措置



- 組織は是正措置の実施手順を定めなければならない
- 是正措置は、リスクの大きさと深刻さを重視しなければならない
例えば:
 - リスクに関する明確な通知
 - リスク軽減措置の要求（認証の取得など）
 - 供給品に関する契約の解除、一時停止
- リスク軽減が不成功：PEFC-COCに対する原材料の投入禁止



市場への出荷停止



原材料/製品の市場への出荷停止



COCの対象範囲に含まれる場合:

- 出処が不明あるいは「問題のある出処」に由来する森林及び森林外樹木産原材料/製品はPEFC製品グループに含めてはならない（付属書の6.1）



PEFC-COCの対象範囲外の原材料の取扱

- 組織のPEFC-COCの対象ではない森林及び森林外樹木産原材料/製品であっても以下の場合、市場出荷停止の対象とすることについての誓約と手続きを定めなければならない（第7章7.1.2.c）

その原材料/製品が、

違法な生産源（問題のある出处 3.7a）を由来とすること及び

根拠のある懸念を組織が知るに至った時、あるいは

根拠のある懸念が提起された時

市場出荷への停止

For substantiated concerns, until the concern has been resolved in accordance with Appendix 1, clause 4.

市場への出荷停止



- 附属書 1 の 6.2 CoC 範囲外の材料に関する要求事項
- 組織のCOCへの投入原材料が違法な生産源（問題のある出処 3.7a）に由来することを組織が知った場合、市場に出荷してはならない（附属書 1 6.2）
- 根拠ある懸念が提起された場合、その懸念を解消するまで、市場に出荷してはならない（附属書 1 6.3）

市場への出荷停止



- この要件は PEFC-COC範囲内の原材料だけに適用されるわけではない

- 組織は、PEFC-COCでカバーされていない森林および森林外樹木製品も対象とするコミットメントと手順を文書化し、実行しなければならない
- 組織が不適合を特定または通知され、その製品がすでにサプライチェーンに入っているか、PEFC 主張を付けて販売されている場合、組織はその製品の供給を直ちに停止し、規格に基づき管理するために必要な措置を講じるものとする。





質問、意見、フィードバック